

実践 税務調査

税理士 牧野 義博



法人の税務調査では、法人税のほか
に源泉所得税や消費税がメインでした
が、最近では印紙税の調査も行われて
います。印紙税の調査でよく問題にな
るケースを紹介しましょう。

業務委託基本契約書

調査官 この契約書は契約期間が1年

印紙税の調査

ですが、契約に記載金額がありません
ね。

担当者 はい。契約単価や数量等につ
いては別途「覚書」を交わして決めて
います。

調査官 それで印紙が貼られていない
のですね。この契約書は請負契約書に
なりますが、第七号文書、つまり継続
的取引の基本となる文書に該当します
ので、一通につき四千円の印紙税が課
税もれとなっています。

担当者 契約単価が定められているの
で、契約に記載金額がありますよ。

調査官 単価のみ定めているだけで、
数量等の記載がなく契約金額の計算が
できません。

担当者 「覚書」で契約金額の計算が
できるのであれば、請負契約に基づく
印紙を貼れば良いのですね。

それでは、商品単価を電話等で協議
して請求書の発行を以って完了してい
る場合はどうなるのですか。

調査官 不課税文書となりますので、
印紙税の課税は発生しません。

ただし、請求書の交付と引き換えに
代金の支払いを受けた場合、代金の受
領者がその請求書に「相殺」、「済」、
「了」等の簡略な表示をした時は、第

十七号の一（売上代金に係る金銭の受
取書）に該当し、印紙税が課税されま
すので注意して下さい。なお、記載
金額が五万円未満は非課税となります。

印紙税の納付（消印の方法）の誤り

調査官 収入印紙の消印を見ると、大
部分は作成者等の印章や署名なので問
題ないのですが、中には単に印と表示
したもののや斜線を引いたもの、更には
鉛筆で署名をしたもののように、簡単
に消し去ることができるものが見受け
られます。また、貼り付けた収入印紙
に消印が無かったものがありました。

これらは、消印と認められませんが
で印紙税の納付があったことにはなら
ず、過怠税が課せられます。

担当者 税務調査中に収入印紙を貼っ
た場合は認められますか。

調査官 認められません。

担当者 それでは貼った収入印紙は還
付してくれますよね。

調査官 この場合の収入印紙は使用済
みとなりますので、還付の対象とはな
りません。調査日現在の収入印紙の在
庫状況や、期首から現在までの収入印
紙の使用状況を出納帳で調べますので、
調査期間中に収入印紙を貼ったかどう

かはすぐ分かりますよ。
担当者 調査の結果、収入印紙の課税
漏れが発見された場合にはどうなるの
ですか。

調査官 悪質でない限り認められた場合、
作成者が自主的に納付をしていない旨
の申出（不納付事実の申出）があった
時は、過怠税が印紙税額の1・1倍に
軽減されます。

担当者 収入印紙の貼り直しはしなく
て良いということですね。
調査官 その通りです。

なお、契約書を単にコピーしたものは
契約書に該当しませんが、契約が一
つであっても2通以上の契約書が作成
された場合には、それぞれが課税の対
象になりますのでご注意下さい。

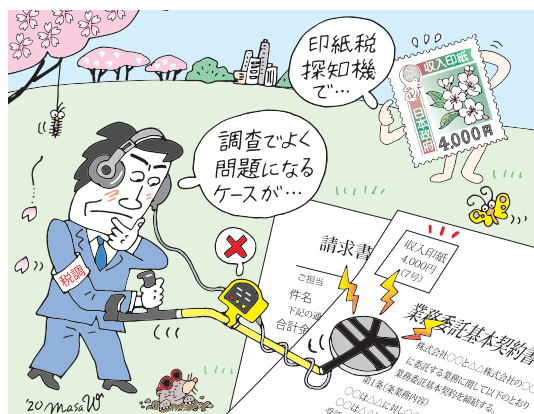


イラスト 渡辺 正義